

ID: 131

担当部署: 保健課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町保健センター条例 第4条第1項(第10条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第116号		
【根拠条文】			
(利用の許可)			
第4条 保健センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可にかかわる事項を変更しようとするときも、また同様とする。			
2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。			
(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。			
(3) 保健センターの管理又は運営上支障があるとき。			
(4) その他管理上支障があると認められるとき、又は利用を不相当と認めるとき。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日